

FTA は使われていないのか

石川 幸一 Koichi Ishikawa

亜細亜大学アジア研究所 教授
(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

はじめに

自由貿易協定 (FTA) が使われていないと言われている。原産地証明書の取得など手続きに関するコストがその理由と指摘されている。しかし、東アジアの FTA をみると、活用され、大きな効果を発揮している FTA もある。

本稿は、東アジアの FTA の中で利用率の高い FTA があることを指摘した上で、FTA の利用とは何かについて東アジアの FTA を事例に考察する。次に、原産地規則が FTA により異なっていることがどのような問題をもたらすかについて検討する。東アジア FTA の実現に向けて、自由化率の改善と原産地規則の共通化にまず取り組む必要があることを述べる。

FTA により異なる利用状況

FTA の利用率が低いという。日本経済新聞によると、シンガポールとの FTA を利用して輸出する企業は 6 社に過ぎず、現地日系企業数 3000 社に比べて異様に低い⁽¹⁾。同紙によると、FTA の利用を阻んでいるのは、

特定原産地証明書取得のコストと手間である。関税率が下がっても、単価が低く輸出量が少ないとコスト増となってしまう、人手と時間の負担に悩む中小企業が多いという。18 億人の大統合市場が誕生すると喧伝された ASEAN と中国の FTA の利用率も低いといわれる。

FTA の利用率が低ければ「貿易が

創出される」という FTA の効果も小さくなる。効果が期待できない FTA を膨大な時間とコストをかけて交渉する必要があるのかという疑問が出てこよう。

しかし、FTA は全て利用率が低く効果がないわけではない。たとえば、タイとオーストラリアの FTA の発効後、タイからの自動車の輸出は FTA の発効の前年である 2004 年の 5 万 8975 台から 2006 年には 11 万 490 台にほぼ倍増している。また、タイとインドとのアーリーハーベスト（一部品目を先行自由化する FTA）では、対象となった 82 品目のタイからインドへの輸出は実施の翌年には前年比 2.3 倍の大幅増となっている⁽²⁾。この 2 つの FTA の最大の受益者はタイの日系企業である。

日本が締結した FTA の中でもメキシコとの FTA は、利用企業が多く貿易が拡大している。日本経済新聞によると、メキシコとの FTA を利用する企業は 257 社と格段に多い。また、日本のメキシコ輸出は発効後の 2005 年度は 24.1% の伸びとなり、特に締結前のメキシコの関税率が 50% だった自動車輸出台数は 36.5%

の増加となっている⁽³⁾。

従って、利用率は FTA により大きく異なっていることがわかる。

FTA 利用率とは

FTA の利用率は FTA を利用した貿易額の比率である。利用企業数は FTA の利用状況を判断する指標であるが、利用率そのものではない。FTA を利用した貿易額は貿易統計からは判らない。FTA を利用する際に必要な原産地証明発給額が判れば、FTA 利用貿易額とみなして貿易額に対する比率を算出できる。タイとマレーシアは原産地証明書発給額を公表している。たとえば、タイのオーストラリアへの輸出における FTA（2006 年）の利用率は 62.6% と高いが、タイの中国への輸出では FTA の利用率（2006 年）は 12.3% と低い⁽⁴⁾。

実際の貿易取引では、FTA を使う必要のない品目が多い。たとえば、関税が撤廃されている品目は FTA を使う必要はない。シンガポールでは関税が残っている品目はビールなど 6 品目（HS8 桁）のみである。従って、シンガポールへの輸出は、こ

れら4品目以外ではFTAを使う必要はない。厳密には、FTAの利用率はFTAを使う必要がある品目（有税品目）の貿易額に対するFTAを利用した貿易額となる。

品目別にみると、半導体やコンピュータ関連機器などIT関連品目の多くは、WTOの情報技術協定（ITA）により関税が撤廃されている。タイの中国への輸出では、IT関連品目が37%（2005年）を占めており、IT品目を除いたFTA利用率は20%弱となる⁽⁵⁾。

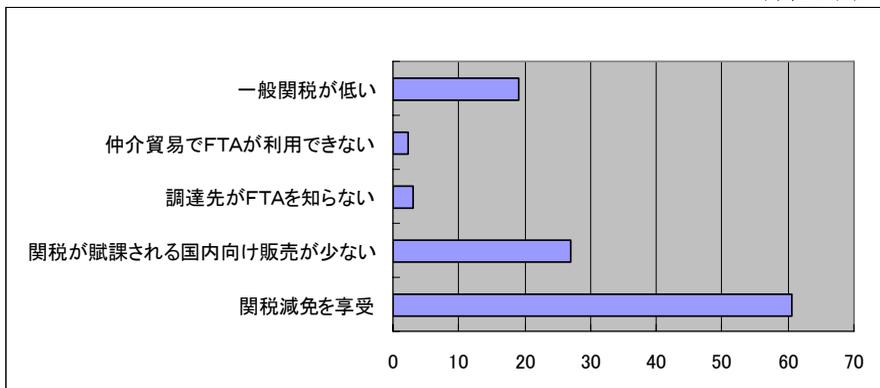
税率とは関係なくFTAを使う必要のないケースがある。中国や

ASEAN各国は、外国投資誘致のため進出外国企業への恩典として輸入関税の減免や還付を実施している。また、輸出加工区などに進出した企業は、全量輸出を条件に原材料や部品の輸入関税が免除されている。こうした場合、輸入関税は実行上無税となっているため、FTAを利用する必要はなくなる。

こうした実態はジェトロのアンケート調査に明瞭に示されている。同調査では、アジアに進出している日系製造業企業がFTAを使わない理由は「すでに関税減免を享受している」が最も多くなっている（図1）。

図1 日系製造業でFTAを使わない理由

（単位：％）



（出所）日本貿易振興機構アジア大洋州課（2007）「在アジア日系製造業の経営実態（2006年度調査）」

他方、FTA を使いたくても使えない場合がある。除外となった品目は、FTA を使えない。

例外品目は、除外だけでなく、再協議、段階的削減、関税割り当てなどの措置がとられているので、部分的にFTA の恩恵を享受することが出来る品目もある。FTA では、自国の競争力が弱く、高い関税で保護している品目を例外とすることが多い。そのため、関税率が高く、FTA の効果が大きいであろう品目でFTA が使えないことになる。その代表例がASEAN と中国のFTA である。ASEAN と中国のFTA では、自動車、オートバイ、テレビ、冷蔵庫、鉄鋼、衣類など多くの工業品が例外となっている（表 1）。このう

ち、高度センシティブ・リスト品目は、2014 年末まで 50%以上の関税率を維持できるのである。

FTA には、関税が撤廃され自由貿易状態になっているために FTA を使う必要のない品目と使いたくても例外となっており FTA を使えない品目の双方がある。利用率の低い FTA には、この要因のどちらか、あるいは両方があるといえよう。

日本の FTA では、発効と同時に 90%前後の品目の関税が撤廃されるが、ASEAN と中国の FTA は、関税の削減と撤廃を段階的に行っている。そのため、FTA を使うメリットがすぐには出てこない。そのため、当初は、利用率の低い状態が続くことになる。

表 1 ACFTA の例外品目（中国と ASEAN6）

センシティブ・トラック（HS 6 桁）	高度センシティブ・リスト
<ul style="list-style-type: none"> ・中国：紙、紙製品 73、繊維 19、農産品・食品 16、輸送機械 14 など計 161 ・インドネシア：プラスチック・ゴム 91、衣類 67、鉄鋼 41、化学 40、輸送機械 32 など計 349 ・マレーシア：繊維 49、プラスチック・ゴム 47、鉄鋼 35、一般機械 35 など計 272 ・フィリピン：衣類 77、プラスチック・ゴム 48、輸送機械 42、鉄鋼 31 など計 267 ・シンガポール：農産品・食品 1 ・タイ：鉄鋼 78、電気機械 49、履物 22、一般機械 19 など 242 ・ブルネイ：電気機械 28、家具・寝具 13 など 66 	<ul style="list-style-type: none"> ・中国：紙・紙製品 40、農産品・食品 26、木材・同製品 11 など計 100 品目 ・インドネシア：輸送機械 23、農産品・食品 13、プラスチック・ゴム 5 など 50 品目 ・マレーシア：鉄鋼 43、輸送機械 17、農産品・食品 13 など 96 品目 ・フィリピン：農産品・食品 41、プラスチック・ゴム 15、石・陶磁器・ガラス 9 など計 77 品目 ・シンガポール：農産品・食品 1 ・タイ：農産品・食品 51、輸送機械 22、石・陶磁器・ガラス 16 など 100 品目 ・ブルネイ：輸送機械 34

（出所）表 1 と同じ

表2 ASEAN6と中国の関税削減スケジュール

	遅くとも2005 年7月1日まで	遅くとも2007 年1月1日まで	遅くとも2009 年1月1日まで	遅くとも2010 年1月1日まで
20%以上	20	12	5	0
15%以上 20%未満	15	8	5	0
10%以上 15%未満	10	8	5	0
5%超 10%未満	5	5	0	0
5%以下	現行レートのまま		0	0

(出所) ACFTA 物品貿易協定

原産地規則に関する問題

日本における原産地証明取得は、自己証明制度の来年度からの導入が検討され、第三者証明の制度の簡素化は2007年7月から実施される⁽⁶⁾。こうした各国レベルでの制度・手続き面の改善は、FTAの使い勝手を良くするために重要である。

一方、東アジア規模でみると、FTAが増加するに従い、様々な原産地規則が導入され、複雑化している。原産地規則は、大別すると完全生産性基準、付加価値基準、関税番号変更基準、加工工程基準が主なものである。たとえば、ASEAN自由貿易地域(AFTA)では、40%付加価値基準が採用され、ASEANと中国のFTAでも40%付加価値基準が使われて

いる⁽⁷⁾。日本とマレーシアのEPAは、40%付加価値基準と関税番号変更基準のいずれか基準をみたしたルールを選択(大半の工業製品)、50%付加価値基準(自動車)、関税番号変更基準(食品など)、加工工程基準(繊維製品など)が併用されている⁽⁸⁾。域外国とのFTAである米韓FTAは、関税番号変更基準を原則とし、付加価値基準(自動車など一部品目)、加工工程基準(繊維、化学製品など)が採用されている⁽⁹⁾。

FTA締結相手国が増加する一方で、原産地規則がFTAにより異なり、同じFTAでも品目により異なる状況が生まれている。

次に、FTAのネットワークが出来つつあるが、2国・地域間のネットワークであるため問題が生じている。

たとえば、日本からマレーシアに部品を輸出し、マレーシアで完成品を製造する場合、日本での付加価値が40%を超えていればEPAを利用し、無税など特惠税率でマレーシアに輸出可能である。しかし、マレーシアから完成品をタイや中国などに輸出する場合、日本からの部品の付加価値比率が60%を超えているとFTAを利用できなくなる。ASEANの場合、日本とASEAN全体のEPAが創設され、日本での付加価値をマレーシアでの付加価値に加算する累積原産地規則が導入されれば、AFTAを利用した輸出は可能となる。しかし、中国への輸出ではFTAを使うことは出来ない。この問題を解決するためには、①東アジアFTAを創設し累積原産地制度を導入する、あるいは、②付加価値基準に加え、関税番号変更基準を導入しどちらでも使えるようにする、の2つの措置が考えられる⁽¹⁰⁾。

東アジアFTAが創設され、同じ原産地基準が累積で適用されるのが最も望ましいが、当面は、原産地規則を共通化することと関税番号変更基準と付加価値基準のどちらでも利用で

きるようにすることが効果的である。

東アジアのFTAに3つのタイプ

東アジアの域内FTAおよび域外国とのFTAは21世紀に入り急激に増加している。これらのFTAの内容は、収斂するのではなく拡散・多様化しているが、3つの主なタイプに分けることが出来る(表3、表4)。

まず、AFTAをベースにしたタイプ(AFTAタイプ)であり、ASEANと中国のFTA、ASEANと韓国のFTAがこのタイプに含まれる。AFTAタイプは、物品の貿易の自由化を先行させ、その後、サービス、投資など段階的に分野を拡大する。関税撤廃は段階的に行う。例外品目は交渉ではなく規定に従い自国が自由に選べる。原産地規則は累積付加価値40%など共通点が多い。柔軟で時間をかけて自由化を行っており、開発途上国に適したタイプといえよう。

AFTAは1993年の創設当初は例外が多く利用率が極めて低く効果がなると批判を浴びていた。しかし、例外品目を自由化対象品目に移行し、手続きの改善などを進めてきた結果、

現在は例外が極めて少なく、利用率も上昇してきていた。ASEAN6（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）については、99.8%が自由化対象品目となっており、工業品は例外がゼロである。このタイプは当初は自由化率が低くても例外品目を削減して行けば、効果のあるFTAになることをAFTAの歴史は示している。

第2のタイプは日本のEPA（EPA型）である。EPA型は、物品の貿易だけでなくサービス貿易、投資、知的財産権、政府調達、人の移動、協力など包括的であり、一括して交渉し協定に盛り込んでいる。関税の撤廃は、発効と同時に行われ、例外品目は交渉で決められたため比較的少な

い。原産地規則は、付加価値基準が中心だが、関税番号変更基準、加工工程基準などが採用されている。

第3タイプは、米国が東アジア各国と締結しているFTAである。シンガポール、韓国およびオーストラリアとの米国が締結したFTAは、労働と環境が含まれていること、知的財産権の保護の重視、サービス協定でのネガティブリスト方式の採用などでNAFTAと共通点が多い。協定の構成はNAFTAに似ておりNAFTA型と呼ぶことが出来よう（表4）⁽¹¹⁾。原産地規則は、米韓FTAでは、繊維製品の原産地規則では原糸が域内原産でなければならないというヤーン・フォワードというNAFTAの原産地規則が採用されている。

表3 東アジア諸国のFTAの3つの類型

	対象範囲	関税撤廃方式	原産地規則	特徴
AFTA型	物品の貿易（サービス、投資は物品の貿易に続いて交渉）	段階的削減・撤廃	40%累積付加価値	段階的に自由化率を高める
EPA型	包括的（一括受諾）	発効と同時に大半の品目の関税を撤廃	付加価値基準 関税番号変更基準、加工工程基準併用	多様な協力を実施 ビジネス環境整備を盛り込む
NAFTA型	包括的（一括受諾）	発効と同時に大半の品目の関税を撤廃	付加価値基準 関税番号変更基準、加工工程基準併用	労働と環境を含む 知的財産権保護、サービス貿易重視

（出所）各種資料により作成

表4 協定の構成の比較

AFTA	日本マレーシア EPA	米国韓国 FTA	NAFTA
1. 定義	1. 総則	1. 冒頭規定・定義	1. 目的
2. 一般事項	2. 物品の貿易	2. 内国民待遇および市場アクセス	2. 一般定義
3. 製品の範囲	3. 原産地規則	3. 農業	3. 内国民待遇および市場アクセス
4. 関税削減スケジュール	4. 税関手続き	4. 繊維・繊維製品	4. 原産地規則
5. その他の事項	5. 強制規格、任意規格および適合性評価基準	5. 医薬品・医療機器	5. 税関手続き
6. 緊急措置	6. 衛生植物検疫措置	6. 原産地規則	6. エネルギー
7. 組織体制	7. 投資	7. 通関行政	7. 農業
8. 協議	8. サービス貿易	8. 衛生・植物検疫措置	8. 緊急措置
9. 一般例外	9. 知的財産	9. 貿易の技術的障害	9. 技術基準
10. 最終事項	10. 反競争行為の規制	10. セーフガードなど	10. 政府調達
	11. ビジネス環境整備	11. 投資	11. 投資および紛争処理
	12. 協力	12. 国境を超えるサービス措置	12. 国境を超えるサービス措置
	13. 紛争解決	13. 金融サービス	13. 電気通信
	14. 最終規定	14. 電気通信	14. 金融サービス
	付属書	15. 電子商取引	15. 競争政策
	1. 第19条に関する表	16. 業務一次入国	16. 業務一次入国
	2. 原産地規則・品目別規則	17. 競争政策	17. 知的財産権
	3. 原産地証明書の必要記載事項	18. 政府調達	18. 法の執行
	4. 投資・現行および将来の措置に関する留保	19. 知的財産権	19. アンチダンピング税、相殺関税の審査および紛争解決
	5. 金融サービス	20. 労働	20. 組織体制および紛争解決
	6. 第99条に関する特定約束に係わる表	21. 環境	21. 例外
	7. 第101条に関する最恵国待遇の免除に係わる表	22. 透明性	22. 最終事項
		23. 制度規定・紛争解決	補完協定
		24. 例外	1. 環境
		25. 最終事項	2. 労働

(注) AFTAに関する協定の正式名称は、ASEAN 自由貿易地域のための共通効果特惠関税に関する協定である。

(出所) ASEAN 事務局、日本貿易振興機構および外務省資料により作成

優先課題となる原産地規則の統一

東アジアの2国間FTAは、このように3つのタイプのFTAに大別できる。一方で、東アジア全域を単一のFTAでカバーする東アジアFTAについては、東アジアFTA(EAFTA)、東アジア包括的経済連携(CEPEA)が提案され、より広域なFTAとしてFTAAP(APECのFTA)が提唱されている。EAFTAは、中国と韓国が主導しており、ASEAN+3(日本、中国、韓国)が構成国であり、CEPEAは日本が2006年に提唱したもので、ASEAN+6(日中韓にインド、豪州、ニュージーランド)が加わる。FTAAPは、2006年のAPEC首脳会議で米国が提案した。構成国は、CEPEAからカンボジア、ミャンマー、ラオス、インドが抜ける一方で、米国、カナダ、メキシコ、チリ、ペルー、パプア・ニューギニア、香港、台湾、ロシアが加わった21カ国から構成されることになる。この3つの構想が現在、研究されている。

この中で、FTAAPは、NAFTAとの調整、ASEAN加盟国でAPEC非加盟国の取扱い、インドの取扱い、

ロシアとの交渉など多くのハードルがあり、長期的な目標とならざるをえない。従って、EAFTAとCEPEAが現実的な構想として検討されることになる。前項で検討した3つのFTAタイプのうちでは、AFTA型を進めるかEPA型にするのか、あるいは折衷型にするのかという選択肢が問題になろう。AFTA型は段階的に自由化の範囲を拡大する現実的なアプローチであり、EPA型は包括的で質の高いFTAを一括受諾で実現する理想型アプローチである。EPA型を目標としながら、東アジアの極めて大きな経済格差を考えると、開発途上国についてはAFTA型の漸進的自由化を取り入れることが現実的である。

実務レベルの施策として、例外品目の削減と原産地規則の共通化にまず取り組むべきである。AFTAは、例外品目を自由化品目に移行させ、自由化率を高めてきた。例外品目の見直しを行い、自由化率を高めていくことが必要である。原産地規則については、東アジアの2国間FTAで最も多く採用されている40%付加価値基準と関税番号変更基準のどちら

らでも使えるという規則を共通ルールとすべきである。さらに、東アジア域内累積が認められれば、東アジア域内の2国間FTAが実質的に連繫することになろう。

(注)

1. 「悩ましいFTAの副産物 原産地証明が貿易の障壁に」日本経済新聞 2007年6月25日付
2. FTAの利用率は、原産地証明書発行額÷輸出額(あるいは輸入額)である。助川成也「ASEAN各国のFTA戦略 タイ〜タクシン政権下でFTAが加速」(浦田秀次郎、石川幸一、水野亮『FTAガイドブック』ジェトロ、2007年) 93--95頁および162-164頁。
3. 水野亮「日本のEPA戦略」(浦田他前掲書) 120頁。
4. タイとオーストラリアのFTAの利用率は、助川成也、前掲論文 163頁。中国とのFTAの利用率は、同93頁。
5. IT関連機器の定義は、コンピュータ・周辺機器、事務用機器、通信機器、半導体など電子部品、その他の電気電子部品、映像用機器類、音響機器、計測器・計器類である。タイの対中輸出に占めるIT関連機器のシェアは、2004年が30.6%、2005年が36.7%である。(国際貿易投資研究所「ITI財別国際貿易マトリックス2006年版」平成18年8月)
6. 「FTA、輸出手続き簡素化」日本経済新聞 6月29日付
7. AFTAの原産地規則は、厳密には、非ASEAN原材料部品の価格が製品のFOB価格の60%以下である(若松勇「ASEANの原産地規則」ジェトロ、2004年)。
8. 岡村護「原産地規則」(渡邊頼純監修「解説FTA・EPA交渉」日本評論社、2007年) 168-175頁。
9. 長島忠之・林道郎・李海昌「韓国・米自由貿易協定の概要と韓国の対応」(ジェトロ、2007年7月14日、中央大学経済研究所研究会での報告)
10. 日本とマレーシアのEPAおよびASEANと韓国のFTAは、40%付加価値基準と関税番号変更基準のどちらでも使え、東アジアでは最も使い勝手の良いFTAである。
11. 米国とアジア太平洋地域のFTAについては、滝井光夫「米国のFTA政策」(国際貿易投資研究所『季刊国際貿易と投資』68号、2007年)、米韓FTAについては、上掲の長島・林・李報告を参照。